

令和 2 年 6 月 9 日現在

機関番号：14301

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2018～2019

課題番号：18H05649・19K20853

研究課題名（和文）財産と納税者の関係変化を軸とする所得課税の規範的検討

研究課題名（英文）Income Taxation in Light of the Change of the Ownership of Property

研究代表者

住永 佳奈（Suminaga, Kana）

京都大学・法学研究科・特定助教

研究者番号：60826519

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、納税者と財産の関係変化に着目した所得課税の契機と、異なる取引間・異なる財産間での課税上等しい取扱いの検討を行い、以下の成果を得た。（1）生命保険信託における委託者課税のように、所有者の所有や支配を離れた財産から生じる所得を誰に課税するかという問題について、財産から生じる所得の方向づけと受益という要素や、家族など親密な関係性という観点を明らかにした。（2）減価償却に関して、財産に本質的価値と減価償却できる価値がある場合の減価償却の可否の考え方は、人的資本へ投じられる費用の課税上の取扱いへ応用しうることを示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、所得はどのような要素に基づいて誰に課税されるか、また、所得を獲得するために利用された財産の取得費はどのような理由から控除されるべきかについて、それぞれ生命保険信託と減価償却資産を素材として探究した。財産の所有のあり方や譲渡の方法、さらには世代間での移転など、財産の所有と移転のあり方は金融取引の発展や社会情勢を踏まえてますます多様化している。本研究の成果は、財産の所有者と財産から生じる所得の所有者とが異なる場合の所得の帰属の決定、課税単位（個人、家族、それ以外の集団など）および、人的資本の涵養の促進に向けた税制のあり方に関する基礎的考察として資する。

研究成果の概要（英文）：Based on the two fundamental questions, which one is how to reconsider the income taxation from the standpoint of the relationship between property and its owner and the other is how to accomplish the fair treatment among both various forms of transactions and various kinds of property for tax purposes, this project dealt with life insurance trusts and depreciations. This project came to the following conclusions. First, as to the grantor trust concerning life insurance trusts, factors such as the grantor's power to direct the application of the income along predetermined channels, the enjoyment by the grantor of benefits derived from the income from the trust property, and the close relationship of family may have an effect on imposing taxes on the grantor. Second, the treatment by Internal Revenue Code §168 of property which has both intrinsic and depreciable value for the purpose of depreciation has some implication not only for physical capital but also for human capital.

研究分野：租税法

キーワード：所得課税 人的資本 減価償却 生命保険信託

1. 研究開始当初の背景

現代の米国および日本の租税法では、所得、すなわち所得課税において課税をうける対象を画するにあたり、実現主義(発生した所得すべてに課税する包括的所得概念を修正して、財産の権利者の交替や権利の移転といった譲渡の時まで、所得への課税を繰り延べる)に依拠することが一般的であるが、実現は、次の2点の問いを含んでいる。

(1) どのような譲渡が課税の契機となるか

譲渡の原因は所得課税があるかどうかに影響するか。財産の権利者の交替や権利の移転が所得課税の契機であるならば、例えば権利者が死亡すると、その者が有していた財産の権利者が交替し、所得課税の契機となると考える。しかし、米国でも日本でも、死は一般に、所得課税の契機としないことが制定法で定められている。所得課税において、課税をされる(あるいは、課税がされない)譲渡はどのようなものか。

(2) 財産の種類がどのように課税に影響するか

人的資本(ヒューマン・キャピタル)の取得に要した費用や未実現の人的資本を、所得課税上どのように取り扱うか。納税者とは独立した財産(たとえば株式)が取引で移転される場合と異なり、納税者と不可分一体となって納税者の所得獲得能力を高める人的資本(たとえば教育)は、他者へ移転することは難しい。また、死亡によって、所得獲得能力は最終的に失われる。物的資本との対比で、人的資本は、どのように清算されるべきか。

譲渡があっても必ずしも課税が生じないことは、課税のタイミングに不明確性を残す点で、実現主義の限界であるといえる。また、人的資本に関する課税の理論が不十分であることは、課税されるべき所得(所得概念)の意味を明確に定義していない点で、所得課税の穴である。

2. 研究の目的

上記の問いに基づき、本研究は、課税の契機と財産の種類という2つの観点から、財産所有が終了する時における所得課税の公平を探究し、納税者と財産の関係変化に基づいて、課税の契機を再構成することおよび、異なる取引間・異なる財産間での課税上等しい取扱いを達成するための考慮要素を明らかにすることを目的として設定した。課税の契機については、実現に必要なとされる譲渡は、課税するのに適切な時という価値判断を含む概念であることを出発点として、財産と納税者との関係の変化が譲渡では捉えがたいために譲渡と課税とでずれが生じると思われるケースから、実現の意義を帰納的に明らかにすることを目指した。財産の種類については、所得獲得を目的とする金銭的・時間的資源の利用を等しく課税に反映することは、課税の公平に資すると考えて、物への投資(たとえば株式の購入)と、人への投資(たとえば語学学校への通学)を所得課税において等しく取り扱う方法を検討することとした。

3. 研究の方法

(1) 研究の進め方とテーマ選定

本研究は研究期間を2年とし、米国および日本における法令および裁判例、学術論文など関連する文献の調査研究を行った。当初は、人的資本への投資の終了または清算時の課税についての議論を深化させることを意図して、第1年度に現在の法令および学説の状況を精査して議論の土台を作り、これをもとにして第2年度に所得課税全般に関わる普遍的な問題提起を行うことを予定していた。

しかし、本研究を遂行する過程で、生命保険信託における委託者課税の研究を行った結果として、財産の所有がたとえ私法上終了するとしても、家族単位でみると課税上は保有が続いていると同視すべき場合があることがありえるなど、必ずしも財産保有の終了時の財産の権利者の交替や権利の移転のみに着目すべきではないことが明らかになった。それゆえ、研究の目的は維持しつつ、財産保有中(人的資本の取得および蓄積過程)における課税のあり方にも目を向け、物的資本にも人的資本にも、所得獲得と消費が混ざり合っているという状況がある(資本の利活用によって所得が獲得されるという要素と、蒐集や鑑賞で楽しんだり学ぶ喜びを感じるといった消費の要素が混在する状況は通底している)ことに着目して、議論の蓄積がある物的資本の減価償却に関して、租税法は資産のどのような価値や状態に基づいて減価償却を認めるかを調査し、人的資本への応用可能性を探ることとした。

(2) 研究成果の発信

研究成果について、研究会等で報告を行い、専門家等からの知見および意見の提供をうけることで、研究成果をより理論的に詰めることに努めた。特筆すべきこととして、第1年度に米国ヴァージニア大学で研究報告を行う機会を得ることができた。このことによって、本研究の主たる対象である米国租税法の研究者と意見交換を行うことができ、さらに、成果を英語で公表したことから幅広い層に研究成果を届けることができたと考えられる。

4. 研究成果

本研究の研究成果は、主として、生命保険信託における委託者課税に関するものと、芸術作品の減価償却に関するものに大別される。以下では、これら個別の研究成果の概要を説明する。

(1) 生命保険信託における委託者課税について

本研究成果は、Kana Suminaga, THE “CONTROL” OF TRUST INCOME BY THE GRANTOR AND THE TAX IMPLICATIONS, Kyoto University Research Information Repository (2019) (<http://hdl.handle.net/2433/244280>)として公表したものである。

本論文では、米国連邦最高裁判所判決 (Burnet v. Wells, 289 U.S. 670 (1933)) をもとに、家族関係に基づいた財産の移転に関して、信託の委託者の生命保険に係る保険料を信託財産から生じる所得を用いて支払う生命保険信託において、所得を委託者に帰属するとして課税する要件を考察した。Wells事件は、納税者が、自身の子供等を受益者とする撤回不可能な信託を設定して受託者へ株式を移転し、その信託の所得は、受益者を受取人とする委託者の生命保険証券に係る保険料の支払いのために用いることとしたところ、課税庁が、米国内国歳入法典 677 条 (a)(3) の前身規定に基づいて、信託所得のうち保険料の支払いにあてられた金額は納税者の所得に含まれるとして、不足税額を算定したものである。連邦最高裁判所は、生命保険契約一般の性質と、信託所得に対する納税者の影響力の2点を根拠に、生命保険証券に係る保険料に用いられた信託所得は委託者へ帰属するとして、課税庁の主張を認めた。

本論文は、Wells判決の判示から、信託財産の支配、財産から生じる所得の方向づけ、財産から生じる所得の受益、の三要素を抽出し、先例との異同を検討したうえで、および委託者への課税にどのように影響するかを考察するために、委託者の生命保険に係る保険料の支払いが、委託者ではなく受益者によって決定あるいは実行される、すなわち、の要素が少ないか全くないが、の要素はみだす裁判例を探究した。その結果として、次の2点が明らかになった。第一に、信託財産から生じる所得を用いて保険料を支払うという委託者の指示は、たとえ明示的な取り決めがない場合でも、委託者による所得の支配といえる。ただし、委託者が支払いに同意しているだけでは足りない。第二に、受益者が信託の撤回権をもつなど、信託財産、ひいては信託所得を支配して自発的に保険料の支払いを行う場合は、委託者への課税は行われぬ。以上のことから、委託者へ課税する要件として、委託者が財産から生じる所得の方向づけをできるという要素は不可欠であること、また、委託者が財産から生じる所得を受益できるだけではないことが明らかとなった。さらに、Wells判決は家族単位課税を示唆したものかという問いについて、裁判例に基づくと、たとえ家族内での信託の設定や所得の割当てが行われようと、家族という親密な関係性が存在するというだけでは、受益者が用いる所得について委託者へ課税するのに十分とはいえないと判断されているとの結論を得た。

Wells判決で提起された問題およびそれを判断した連邦最高裁判所判決の研究は、所得課税における帰属や課税単位の問題を問い直すことにつながる。すなわち、信託へ移転されて、委託者の所有および支配を離れた財産から生じる所得を用いて、委託者を被保険者とする生命保険料を支払うことを、課税上どのように特徴づけるかは、財産の所有者と財産から生じる所得の所有者とが異なる場合の帰属の決め方や、課税単位(たとえ財産の所有者と財産から生じる所得の所有者とが法的には別々の個人であっても、家族のように、親密な関係の集団の内部における経済的な割当てだと考えれば、個人のまとまりをひとつの課税単位と考える場合があるのではないかということ)の議論の基礎的考察として資する。

(2) 芸術作品の減価償却について

本研究成果は、住永佳奈「課税における減価償却についての基礎的考察 芸術作品である楽器を素材として」として、京都大学法学論叢で公表予定のものである。

本論文は、芸術作品である楽器を素材として、租税法は資産のどのような価値や状態に基づいて減価償却、すなわち所得計算において資産の取得に要した金額を費用として控除することを認めるかについて、資産の価値の増加、資産が芸術作品であることおよび、資産の利用形態に着目して考察した。一般に、芸術作品や美術品については、耐用年数がない、あるいは時間の経過による価値の減少が生じないため、事業の用に供される場合にも減価償却ができないといわれる。しかし、プロの音楽家が芸術作品としての価値を有する楽器を演奏で使用して収入を得る場合には、芸術作品であっても、使用による価値の減少が生じることが考えうる。

芸術作品を用いて所得を得ることについて、本論文はSimon v. C.I.R., 103 T.C. 247 (1994)の検討を行い、減価償却の可否は資産に減耗および損耗等が生じるかに依拠し、芸術作品かどうかは関係がないことを確認した。また、資産は減価償却できる価値と本質的な価値とを併せ持つことがありえるという見解を紹介し、物的資本の取得に対する支出が事業で獲得される所得ではなくその物的資本の内在的価値に割り当てられることにより、内在的価値には減耗および損耗がないとして減価償却による支出の回収が認められないことは、人的資本においても同様に考えられるのではないかと(人的資本の取得に対する支出が、その支出で身につける能力をもとに獲得される所得ではなくその支出に由来する満足や趣味としての価値に割り当てられることにより、消費に対する支出を所得から控除して回収することは認められない)という視座を示した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 Kana Suminaga	4. 巻 -
2. 論文標題 THE “CONTROL” OF TRUST INCOME BY THE GRANTOR AND THE TAX IMPLICATIONS	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Kyoto University Research Information Repository	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 住永佳奈	4. 巻 -
2. 論文標題 課税における減価償却についての基礎的考察 芸術作品である楽器を素材として	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 京都大学法学論叢	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 住永佳奈
2. 発表標題 委託者による信託所得の「支配」と課税 米国における生命保険信託の委託者課税について
3. 学会等名 第6回構造的な社会問題と税制研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Kana Suminaga
2. 発表標題 Transfer of Income among Family Members Using Life Insurance Trust
3. 学会等名 Japan Scholar Meeting at University of Virginia
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 住永佳奈
2. 発表標題 課税における減価償却についての基礎的考察
3. 学会等名 第5回ベイスシの高度化による法人課税の再生(科研費基盤B)研究会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考